

山形県山辺町

仕切紙(普通徴収)

この仕切紙以降の従業員については、以下の理由により特別徴収の対象者ではありません。

理由区分	普通徴収への切替理由	人数
A	給与の支払が不定期	人
B	退職者または退職予定者(5月末日まで)	人
C	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者)	人
D	事業専従者(毎月給与支払の場合を除く)	人
合 計		人

○該当する理由の人数欄に該当者数を記載してください。(主な理由)

☆ **仕切り紙がない場合は全従業員が特別徴収の対象**となります。
(乙欄、退職以外)

給与支払者の 名称または氏名	
特別徴収義務者指定番号	

個人番号 または 法人番号	
---------------------	--

山形県山辺町

仕切紙(普通徴収)

この仕切紙以降の従業員については、以下の理由により特別徴収の対象者ではありません。

理由区分	普通徴収への切替理由	人数
A	給与の支払が不定期	人
B	退職者または退職予定者(5月末日まで)	人
C	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者)	人
D	事業専従者(毎月給与支払の場合を除く)	人
合 計		人

○該当する理由の人数欄に該当者数を記載してください。(主な理由)

☆ **仕切り紙がない場合は全従業員が特別徴収の対象**となります。
(乙欄、退職以外)

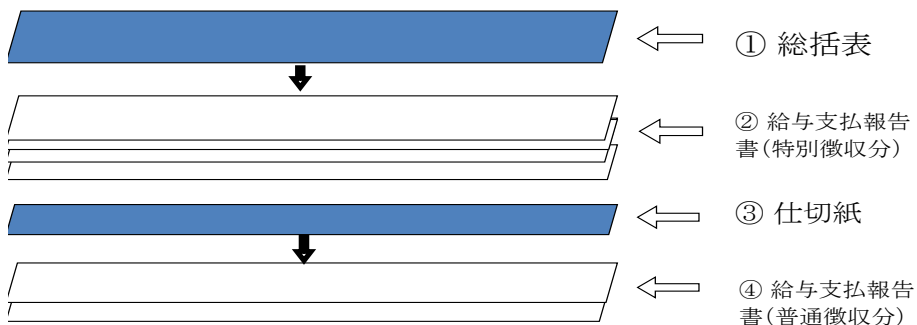
給与支払者の 名称または氏名	
特別徴収義務者指定番号	

個人番号 または 法人番号	
---------------------	--

山形県内全市町村では、平成26年度より個人住民税特別徴収の完全実施を行っており、原則として全従業員について特別徴収が義務付けられています。

表面の切替理由に該当する場合のみ普通徴収を選択することができます。

～ 綴 り 方 ～



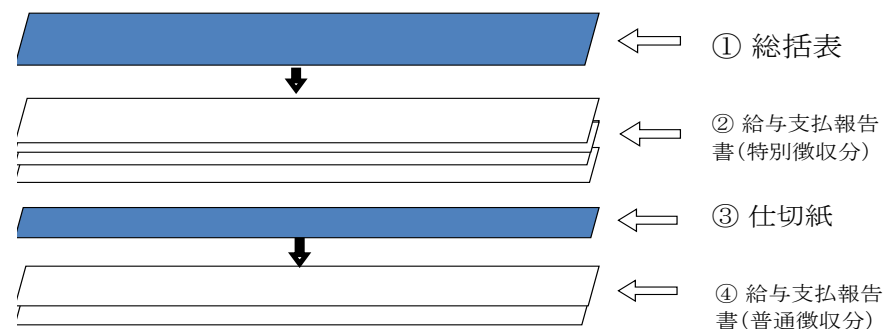
※普通徴収者分の給与支払報告書の前に、この仕切紙をつけてください。

※仕切紙がない場合は、全従業員が特別徴収の対象となります。
(乙欄、退職以外)

山形県内全市町村では、平成26年度より個人住民税特別徴収の完全実施を行っており、原則として全従業員について特別徴収が義務付けられています。

表面の切替理由に該当する場合のみ普通徴収を選択することができます。

～ 綴 り 方 ～



※普通徴収者分の給与支払報告書の前に、この仕切紙をつけてください。

※仕切紙がない場合は、全従業員が特別徴収の対象となります。
(乙欄、退職以外)